

【表紙】

| | |
|-----------------------|---|
| 【発行登録番号】 | 28-関東82 |
| 【提出書類】 | 発行登録書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年6月29日 |
| 【会社名】 | 日産化学工業株式会社 |
| 【英訳名】 | Nissan Chemical Industries, Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 木下 小次郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1 |
| 【電話番号】 | 03(3296)8361 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員財務部長 吉田 洋 憲 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1 |
| 【電話番号】 | 03(3296)8361 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員財務部長 吉田 洋 憲 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券 |
| 【発行予定期間】 | この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成28年7月7日)から1年を経過する日(平成29年7月6日)まで |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額 0円(注)1 205,930,648円(注)2 |
| | (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

| | |
|---------|------------------|
| 発行数 | 未定 (注) 1、2 |
| 発行価額の総額 | 0円 |
| 発行価格 | 0円 |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。(注) 3 |
| 申込単位 | 該当事項はありません。(注) 3 |
| 申込期間 | 該当事項はありません。(注) 3 |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。(注) 3 |
| 申込取扱場所 | 該当事項はありません。(注) 3 |
| 割当日 | 未定 (注) 4 |
| 払込期日 | 該当事項はありません。(注) 3 |
| 払込取扱場所 | 該当事項はありません。(注) 3 |

(注) 1 新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

2 当社取締役会が、割当基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株式(但し、同時点において当社の保有する当社普通株式を除きます。) 1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てます。

3 新株予約権の無償割当てが行われるため、申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、払込取扱場所はあります。

4 新株予約権の無償割当ての効力発生日は、当社取締役会において別途定める日とします。

5 買収防衛策の一環として新株予約権証券を発行するものであります。詳細は後記「第3 その他の記載事項」をご参照ください。

(2)【新株予約権の内容等】

| | |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 日産化学工業株式会社 普通株式 単元株式数は100株です。 完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における基準となる株式です。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 未定 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 未定 (注) 2 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 未定 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 未定 |
| 新株予約権の行使期間 | 未定 (注) 3 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | 未定 |
| 新株予約権の行使の条件 | 未定 (注) 4 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 未定 (注) 5 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとします。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項はありません。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 未定 |

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の総数は、割当基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の保有する当社普通株式を除きます。)の総数を減じた株式数を上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とします。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、所要の調整を行うものとします。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額を1円以上で、当社取締役会が別途定める額とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。
- 3 新株予約権の行使期間については、当社取締役会において別途定めるものとします。
- 4 特定大量保有者(注) 6、 特定大量保有者の共同保有者(注) 7、 特定大量買付者(注) 8、 特定大量買付者の特別関係者(注) 9、若しくは これら 乃至 の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、 これら 乃至 に該当する者の関連者(注)10(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、新株予約権を行使できないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権の無償割当てに係る決議において別途定めるものとします。
- 5 新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得の対価として、非適格者以外の者が保有する新株予約権を取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合があるものとします。なお、新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権の無償割当てに係る決議において別途定めるものとします。
- 6 (注) 4における「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。)の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。)で、当社株券等に係る株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。)が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権の無償割当てに係る決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 7 (注) 4における「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者を意味し、同条第6項の規定に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

- 8 (注)4における「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含まず。)に係る株券等の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下本注において同じです。)がその者の特別関係者(注)9の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権の無償割当てに係る決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 9 (注)4及び(注)8における「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
- 10 (注)4における「これら乃至に該当する者の関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含まず。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないため、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使は、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使の際の財産の出資による手取金の額は未定です。

(2) 【手取金の使途】

未定

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2014年6月26日に開催の当社第144回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の承認を得て、2008年6月27日に導入した当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の内容を一部変更したうえで更新（以下「本更新」といい、本更新により導入される下記に記載の対応方針を以下「本プラン」といいます。）しました。なお、本プランの有効期間は、本定時株主総会におけるご承認を得られた時から、2017年6月に開催予定の当社第147回定時株主総会の終結時までとなります。

また、本更新を決定した当社取締役会には社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本更新に賛成する旨の意見を申し述べております。

1. 本プラン導入の目的

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念および企業価値の源泉を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、向上させることを真摯に目指す者でなければならず、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

当社は、当社の企業価値の源泉は、研究、開発、製造のあらゆる場面において独自技術を有機的に組み合わせる総合力、および、かかる総合力を発揮する土壌となる社風にあると考えており、かかる当社の企業価値の源泉についての考え方に基づいて、当社は、基本方針の実現に資する様々な取組みを実施しております。

そのため、当社が大規模買付者による大規模買付行為（下記2.(1)において定義されます。以下同じです。）の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これらの当社の企業価値の源泉および当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、ならびに具体的な買付提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、一般的に困難であると考えられます。したがって、株主の皆様に、大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行っていただくために、株主の皆様に必要十分な情報および時間を確保できるような措置を講じることが必要となります。さらに、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含めた当該大規模買付行為の条件・方法等が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を発動する必要もあるものと考えます。

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かを検討するために必要十分な情報および時間を確保するための一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行う大規模買付者その他当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとすることにより、かかる大規模買付者による大規模買付行為を防止し、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図るものです。

以上のとおり、本プランは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、当社取締役会による本更新の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社株式の大規模買付行為に該当する行為に関する提案がなされている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 大規模買付ルールの設定

本プランの適用対象は、次の もしくは に該当する行為またはこれらに類似する行為(このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)です。なお、大規模買付行為には、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明したものは含まれないものとします。ただし、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明したものであっても、()当社取締役会による賛同の前提となった事実に変動が生じ、または()当該事実が真実でないことが当社取締役会により認識された結果、当社取締役会が当該賛同表明を撤回した場合には、()の場合には当該賛同表明の撤回の時点から、()の場合には当該賛同表明の対象となった行為の当初の時点から、当該行為について、大規模買付行為とみなして、本プランが適用されるものとします。

当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)およびその共同保有者(注3)の株券等保有割合(注4)の合計が20%以上となる買付け

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じです。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者を意味し、同条第6項の規定に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下同じです。

株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数(金融商品取引法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下同じです。

当社が発行者である株券等(注5)について、公開買付け(注6)に係る株券等の株券等所有割合(注7)およびその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下において同じです。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下同じです。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下同じです。

株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数(金融商品取引法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下同じです。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きません。以下同じです。

(a) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役社長宛に、大規模買付ルールに従う旨および以下の内容を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

() 大規模買付者の概要

氏名または名称および住所または所在地

設立準拠法

代表者の氏名

国内連絡先

会社等の目的および事業の内容

大株主または大口出資者(所有株式数または出資割合上位10名)の概要

() 大規模買付者の行う大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付後の当社株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)を含みます。)

() 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数、および、意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社株券等の取引状況

なお、意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類(外国語の場合には、日本語訳を含みます。)を添付していただきます。

当社は、意向表明書を受領した旨および株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項を、適用ある法令および株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の規則に従い、適切な時期および方法により公表します。

(b) 本必要情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日(注9)(初日不算入)以内に、大規模買付者に対して、当社取締役会が株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成等のために必要十分な情報として大規模買付者に提供を求める情報(以下「本必要情報」といいます。)を記載したリスト(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付します。大規模買付者には、本必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役社長宛に提出していただきます。また、大規模買付者が必要情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただきます。本必要情報の具体的内容は、当社取締役会が、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家(以下「外部専門家」といいます。)の助言を得た上で、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等に照らして合理的に決定しますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

(注9) 行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を意味します。以下同じです。

大規模買付者およびそのグループ(共同保有者および特別関係者を含みます。以下同じです。)の詳細(その名称、沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員、出資者その他の構成員の氏名、職歴および保有する株式の数その他の会社等の状況、直近2事業年度の財政状態および経営成績その他の経理の状況、ならびに、大規模買付者のグループの関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、およびこれらの関係の沿革を含みます。)の概略を含みます。)

大規模買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法および内容(買付対価の種類および価額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率および金銭の額を記載していただきます。)、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性、ならびに、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨、その目的およびその理由を含みます。)

買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実、仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の氏名または名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)

大規模買付行為に要する資金の調達状況、および当該資金の提供者(実質的な提供者を含みます。)の概要(資金提供が実行されるための条件、資金提供後の担保・誓約事項の有無および内容、また、預金の場合には、預金の種類別の残高、借入金の場合には、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合には、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)

支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社グループの支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の事業計画、資産活用策、資本政策、配当政策および議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含みます。)に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無およびその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性

大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

大規模買付者およびそのグループによる当社株券等の過去の全ての取得時期および当該時期毎の取得数・取得価額、ならびに、当社株券等の過去の全ての売却時期および当該時期毎の売却数・売却価額

大規模買付者が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、合意の相手方、合意の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容

純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針、および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性

重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

大規模買付行為に際して第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要

大規模買付行為後、当社株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由およびその内容

大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性、ならびに、大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可の維持の可能性および国内外の各種法令等の規制遵守の可能性

大規模買付者およびそのグループのコーポレート・ガバナンスの考え方および具体的取組み

当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策の内容

反社会的勢力との関係に関する情報

当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報（必要情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報および当該不提供の理由を含みます。以下同じです。）を精査し、外部専門家の助言を得た上で、提供していただいた情報のみでは本必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、大規模買付者から追加の情報を提供していただくための合理的な期間（最長60日間とします。以下「追加情報提供要請期間」といいます。）を定めた上で、大規模買付者に対して、追加の情報を提供するよう要請できるものとします。追加情報提供要請期間が満了した場合には、本必要情報が十分に揃わない場合であっても、直ちに取締役会評価期間（下記(c)において定義されます。以下同じです。）を開始するものとします。他方、当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報が本必要情報として十分であり、本必要情報の提供が完了したと判断する場合には、追加情報提供要請期間満了前であっても、直ちに追加情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報が本必要情報として十分であるか否かについて疑義がある場合その他追加情報提供要請期間を定める場合には、当該情報の本必要情報としての十分性その他追加情報提供要請期間の設定の是非につき任意に独立委員会（下記(3)(a)をご参照ください。以下同じです。）に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、適宜外部専門家の助言を得ながら検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。なお、この場合には、独立委員会は必要に応じて、当社取締役会に対して、大規模買付者から提供していただいた情報を提供するよう要請することができ、当該要請があったときには、当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を独立委員会に提供するものとします。

なお、当社は、大規模買付者から提供していただいた情報のうち、株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項を、適用ある法令および東京証券取引所の規則に従い、適切な時期および方法により公表します。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨を大規模買付者に対して速やかに通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適用ある法令および東京証券取引所の規則に従い、適切な時期および方法により公表します。

さらに、当社は、追加情報提供要請期間が満了した場合には、その旨を大規模買付者に対して速やかに通知（以下「追加情報提供要請期間満了通知」といいます。）するとともに、その旨を適用ある法令および東京証券取引所の規則に従い、適切な時期および方法により公表します。

(c) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会が情報提供完了通知または追加情報提供要請期間満了通知を行った日から、以下の または の期間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、その旨を大規模買付者に対して速やかに通知するとともに、その旨を適用ある法令および東京証券取引所の規則に従い、適切な時期および方法により公表します。

対価を金銭（円貨）のみとし当社株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長60日間

以外の大規模買付行為の場合には最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供していただいた本必要情報に基づき、外部専門家の助言を得ながら、当該大規模買付者、当該大規模買付行為の具体的内容、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令および東京証券取引所の規則に従い、適切な時期および方法により公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法等について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、独立委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明の上、その可否について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします（なお、当該延長は原則として一度に限るものとします。）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を、適用ある法令および東京証券取引所の規則に従い、適切な時期および方法により公表します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

なお、株主意思確認株主総会(下記(2)(a)() において定義されます。以下同じです。)を開催する場合については、下記(2)(a)() をご参照ください。

(2) 大規模買付行為への対応方針

(a) 対抗措置発動の条件

() 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとします。なお、かかる場合であっても、当社取締役会が大規模買付行為の内容、大規模買付者から提供していただいた情報の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令および当社取締役の善管注意義務等に照らして適切であると判断した場合には、株主意思確認株主総会を開催することができるものとします。当社取締役会は、株主意思確認株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

() 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対である場合でも、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。かかる場合には、大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうものであると認められる場合の取扱い

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうものであると認められる場合には、大規模買付者に対して必要かつ相当な対抗措置を発動する場合があります。

具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合または該当すると客観的かつ合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウおよびコンテンツ等の権益、企業秘密情報、主要取引先や顧客等の当社グループの資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合（いわゆる焦土化経営を行う目的である場合）
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社グループの資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する目的で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合
- (オ) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買付け（最初の買付けで当社株券等の全ての買付けを勧誘することなく、二段階目の買付けの条件を不利に設定しもしくは明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性等に関する懸念を惹起せしめるような株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）等に代表される、構造上株主の皆様ご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様にご当社株券等の売却を強要するおそれがある場合
- (カ) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、取引先、従業員、地域社会その他のステークホルダーの利益が毀損され、その結果として当社の企業価値の著しい毀損が予想される場合等、当社の企業価値を著しく損なうものである場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであるか否かの検討および判断にあたって、当該検討および判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合を除き、取締役会評価期間内に、独立委員会への諮問を行うこととします。ただし、当社取締役会が大規模買付行為の内容、大規模買付者から提供していただいた情報の内容等の諸般の事情を考慮の上、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると認められる場合であって、かつ、法令および当社取締役の善管注意義務等に照らして、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために適切であると判断した場合には、独立委員会への諮問に代えて株主の皆様の意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。)を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくこともできるものとします。

当社取締役会が、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問した場合には、当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を独立委員会に提供するものとし、独立委員会は、この諮問に基づき、適宜外部専門家の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。独立委員会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会に対抗措置の発動を勧告することができます。具体的には、上記のとおり、当該大規模買付行為が、上記のいずれかの類型に該当すると判断される場合または該当すると客観的かつ合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。

また、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうまたはそのおそれがあると認められる場合であって、法令等に照らして、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために適切であると判断した場合には、株主意思確認株主総会を開催するよう勧告する場合があります。

当社取締役会は、独立委員会が株主意思確認株主総会を開催するよう勧告した場合には、当該勧告を最大限尊重するものとしたします。さらに、独立委員会が対抗措置の発動または不発動を勧告した場合には、当該勧告を最大限尊重するものとしたしますが、その場合であっても、法令および当社取締役の善管注意義務等に照らして、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために適切であると当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動の可否に関する議案を株主意思確認株主総会に付議することがあります。

株主意思確認株主総会を開催する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとしたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の可否に関する議案を株主意思確認株主総会に付議する場合には、取締役会評価期間終了後60日以内に株主意思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとしたしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとしたします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始することができないものとしたします。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとしたします。かかる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の概要は、「第一部 証券情報 第1 募集要項」に記載のとおりです。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切であると判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

(3) 独立委員会の設置および諮問等の手続

(a) 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います(ただし、株主意思確認株主総会が開催された場合には、当該株主意思確認株主総会の決議に従います。)が、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外役員、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者の中から選任されるものとします。独立委員会の当初の委員には、大戸武元氏、高崎仁氏および梶山千里氏の合計3名が就任する予定です。上記委員の全員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、当社との間には特別な利害関係はありません。なお、梶山氏は、本定時株主総会における社外取締役候補者であり、当社が上場する東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。なお、独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとしますが、独立委員に事故があるときその他やむを得ない事情があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。また、当社は、独立委員会より勧告を受けた場合には、勧告の内容等を適用ある法令および東京証券取引所の規則に従い、適切な時期および方法により公表します。

(b) 独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報が本必要情報として必要十分であるかその他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、適宜外部専門家の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(4) 本プランの有効期間等

(a) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、原則として、当該対抗措置の維持の是非について、上記状況に至った具体的な事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

当該諮問がなされた場合、独立委員会は、適宜外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。また、当該諮問がなされない場合であっても、独立委員会は、上記状況に至ったと自ら判断する場合には、適宜外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行うことができるものとします。当社取締役会は、いずれの場合であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置を維持するか否かの判断を行うものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でない判断に至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を、その決議により中止または撤回し、適用ある法令および東京証券取引所の規則に従い、適切な時期および方法により公表します。

ただし、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日(以下「割当基準日」といいます。)に係る権利落ち日(以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本権利落ち日より前に当社株式を取得された投資家の皆様で、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信頼して本権利落ち日以降に当社株式を売却された投資家の皆様が生じることを信託し、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回しないものとします。

(b) 本プランの有効期間、更新、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会におけるご承認が得られた時から、平成29年6月に開催予定の当社第147回定時株主総会の終結時までとし、本プランの更新(一部修正した上での更新を含みます。)については当社第147回定時株主総会におけるご承認を得ることとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、本定時株主総会の終結後に開催される毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本プランの継続について審議することとし、当該取締役会において、本プランの継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に必要である場合には、独立委員会の承認を得た上で、基本方針に反しない範囲で、当社取締役会決議により本プランを変更することがあります。

加えて、法令の新設または改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の新設または改廃の趣旨を考慮の上、株主の皆様に不利益を与えない場合に限り、当社取締役会の決議により適切な内容に修正することができるものとします。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他の事項について、適用ある法令および東京証券取引所の規則に従い、適切な時期および方法により公表します。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること等

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他近時の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株券等に対する大規模買付行為が行われる際に、株主の皆様が大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報および時間を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

(3) 株主の皆様の意思を反映するものであること

本更新は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件としております。また、本プランの有効期間は、本定時株主総会におけるご承認が得られた時から、平成29年6月に開催予定の当社第147回定時株主総会の終結時までとし、本プランの更新(一部修正した上での更新を含みます。)については、当社第147回定時株主総会におけるご承認を得ることとします。

さらに、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会もしくは当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または、本定時株主総会の終結後に開催される毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本プランの継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、当該時点で本プランは廃止されることから、この点でも株主の皆様の意思が反映されます。

(4) 独立委員会の設置および外部専門家からの助言の取得

上記2.(3)(a)に記載のとおり、当社は、本更新に当たり、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否か等についての当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、その他本プランの客観性および合理性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。また、当社取締役会および独立委員会は、適宜外部専門家の助言を得た上で評価・検討等を行うこととされており、当社取締役会および独立委員会による判断の客観性および合理性がより強く担保される仕組みとしております。この際、独立委員会は、当社の費用で外部専門家の助言を得るものとします。

これにより、当社取締役会による恣意的な本プランの運用および対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

(5) 客観的かつ合理的な要件の設定

上記2.(2)(a)に記載のとおり、本プランにおける対抗措置は、客観的かつ合理的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

(6) デッドハンド型・スローハンド型ではないこと

上記2.(4)(b)に記載のとおり、本プランは、当社取締役会の構成員の過半数が賛成した場合には、廃止することができるものです。また、当社は、本定時株主総会において当社取締役の任期を1年とする定款変更を予定しており、かつ、当社取締役の解任および選任は普通決議で行うことができます。よって、株主の皆様は、当社定時株主総会または当社臨時株主総会において、普通決議により、当社取締役会の構成員の過半数を交代させることができ、その後速やかに、交代後の当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができますので、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）でも、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、一定期間は廃止できない買収防衛策）でもありません。

4. 株主の皆様および投資家の皆様への影響

(1) 本更新時に株主の皆様および投資家の皆様にご与える影響

本更新時においては、原則的な対抗措置である本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様および投資家のご利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

なお、上記2.(2)(a)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様および投資家のご利益におかれましては、大規模買付者の動向に十分ご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様および投資家のご利益にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従って、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、当社取締役会が設定する割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償割当ての方法により割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じず、他方、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様が保有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

なお、当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記2.(4)(a)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回することがありますが、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権の無償割当ての中止もしくは撤回、または、本新株予約権の無償取得を行うことはありません。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主の皆様および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様および投資家の皆様の保有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

もっとも、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を行わなかった株主の皆様につきましては、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、法的権利等に希釈化が生じることになります(ただし、当社が本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得することができることと定めた場合において、当社が取得の手続をとり、本新株予約権の取得の対価として株主の皆様当社普通株式を交付する場合を除きます。)。

また、大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が発動されることにより、結果的にはその法的権利または経済的利益において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

5. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(1) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権は無償割当ての方法により割り当てられますので、割当基準日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続を取っていただく必要はありません。

(2) 本新株予約権の行使手続

当社は、割当基準日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主の皆様が非適格者ではないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の発行後、株主の皆様は、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、行使価額相当の金銭(本新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が定める金額)を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、当社取締役会があらかじめ定める数の当社普通株式の発行を受けることとなります。

(3) 取得条項付本新株予約権について取得手続が取られた場合

取得条項を付して本新株予約権を発行し、当社が所定の手続を取った場合には、取得の対象として決定された本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります(なお、この場合、株主の皆様には、別途、非適格者ではないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。)。

(4) その他

上記(1)から(3)のほか、払込方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに係る決議が行われた後、適用ある法令および東京証券取引所の規則に従い、公表または株主の皆様に対して通知しますので、その内容をご確認ください。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第146期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) 平成28年6月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第147期第1四半期(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)

平成28年8月15日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第147期第2四半期(自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)

平成28年11月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第147期第3四半期(自平成28年10月1日 至平成28年12月31日)

平成29年2月14日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書を提出後、本発行登録書提出日(平成28年6月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、臨時報告書を平成28年6月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書(第146期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本発行登録書提出日(平成28年6月29日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書中における将来に関する事項の記載は、本発行登録書提出日(平成28年6月29日)現在においても変更の必要はないと判断しています。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

日産化学工業株式会社 本社

(東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。